

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年 8 月20日（月） 11:31～11:48
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

合田 哲雄 文部科学省初等中等教育局財務課長

栗野 道夫 文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐

小倉 基靖 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室室長補佐

<提案者>

中島 圭一 福岡市総務企画局企画調整部企画課長

宮原 章 福岡市教育委員会総務部教職員第 1 課係長

<事務局>

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 スクールソーシャルワーカーに係る義務標準法等の特例について
 - 3 閉会
-

○蓮井参事官 ありがとうございます。それでは、3 コマ目をお願いいたします。こちらは福岡市と文部科学省が来られています、「スクールソーシャルワーカーに係る義務標準法等の特例について」の 3 者ヒアリングでございます。

ちなみに、配付いただいている資料でございますけれども、こちらにつきましては福岡市から公表時期を指定する扱いということで伺っておりますが。

○中島課長 はい。資料と議事の取扱いですけれども、今回の話につきましては、教職員について、定数とか特に次年度の配置数が入ってしまして、こちらが現時点で未公表、未確定の情報で、今後調整が要る話でありますので、その関係から公表時期を指定させてい

ただければと思っております。

○八田座長 公表するのはいつ頃のタイミングでしょうか。

○宮原係長 平成31年度の5月1日で教職員の配置数が確定いたしますので、次年度の5月1日以降ということでお願いできたらと思っております。

○八田座長 了解です。

○蓮井参事官 では、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

では、まず、文部科学省のほうからお考えを伺いましょうか。そして、その後、福岡市から伺います。よろしくお願いいたします。

○合田課長 本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。私どもの考え方は、5月11日に八田座長に御報告を申し上げたとおりでございまして、今、福岡市のほうから配付していただいた資料を拝見して、これから多分御説明があるかと思えますけれども、御説明をお伺いした上で申し上げたいと思っておりますが、前回、5月11日に申し上げましたように、私どもは福岡市の取組みは大変意欲的で意義あるものだと思っておりますので、しっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

福岡市からこのペーパーについて御報告した後、私ども、可能か不可能かというのは、今申し上げたとおりなのでございますが、改めて申し上げたいと存じます。

○八田座長 前回、確かに非常に前向きな御提案を文部科学省からもいただきまして、それに対する福岡市のお考えを伺いたいと思います。

○中島課長 福岡市の考えを御説明させていただきたいと思います。5月のワーキングで文部科学省から方向性を示していただいておりますので、本日、まずは福岡市から考えた対応を具体的にこのように運用したいというところを説明させていただいて、それで問題ないかという具体的な話のレベルで認識合わせをできたらなと思っております。

それでは、配付しています資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、まず、1にあるとおり、5月のワーキングで文部科学省から義務標準法9条4号に規定する「事務職員」の業務に、スクールソーシャルワーカーの業務が含まれることを明確化して、現行制度上でもスクールソーシャルワーカーの業務を担う事務職員を正規の事務職員として任用することを可能とするというような方向性を示していただいております。

その下の2にあるとおり、福岡市としては、文部科学省からの提案を受けて、事務職員定数を活用してスクールソーシャルワーカーの業務を担う事務職員を正規職員として任用したいと考えています。具体的には、職員配置として、福岡市は七つの行政区がありますので、その行政区の数に合わせて7人の正規職員を各区のいずれかの小学校に配置するという運用を想定しております。それに当たって、学校事務の集約処理、効率化を進めることで、従前の学校事務の作業量を縮減することなどを考えておりまして、その様に定数全体でうまく調整をしていきたいと思っております。

具体的に担う業務の内容としましては、3に書いておりますけれども、就学援助に係る事務として、就学援助申請の受付及び内容確認、支援が必要な児童生徒について関係機関とのネットワークの構築・連携調整事務、そして、嘱託のスクールソーシャルワーカーを現状でも福岡市は全中学校区に配置しておりますが、その嘱託スクールソーシャルワーカーへの指導助言・困難ケース対応支援、あとは区会議の企画・運営など、総括的な役割を担うことを想定しております。

最後になりますけれども、スケジュールとしては、是非早くやりたいということで、平成31年度当初から採用したいと考えておりますので、そのために逆算して行きますと、9月中には市の規則施行細目を改正する必要があるございまして、10月にも広報を開始したいと思っておりますので、できる限り早目に見解をいただければと思っております。

福岡市からは以上です。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、文部科学省、どうぞ。

○合田課長　ありがとうございました。

今、福岡市の中島課長から御説明いただきましたけれども、これは前回、八田座長にも申し上げたとおり、義務標準法9条4号事務職員というものが、かつては一般的な事務職員が子どもたちの就学援助を担当しているということでございましたけれども、子どもたちを取り巻く状況の複雑化、困難化を踏まえまして、福岡市のスクールソーシャルワーカー、具体的には社会福祉士ですとか、精神保健福祉士といったような資格のある方を雇用してフルタイムで活用したいというお取組みにつきましては、私どもも大変積極的かつ貴重な御対応だと思っております。

前回も申し上げましたように、現在、私どもの予算事業で全国に1,800人ほどのスクールソーシャルワーカーを配置させていただいておりますが、今、週当たりの勤務時間は平均14時間ということで、まだまだ常勤化というところまで行っておりませんが、福岡市の取組みを私どももしっかりと連携させていただきながら、この取組みの成果を我々も受け止めさせていただいて、引き続き、枠組みのあり方についても検討させていただきたいと思っております。

なお、これは義務教育費国庫負担制度という国費の使い道の問題でございまして、私どもは福岡市のこういう御提案があることにつきましては、関係省庁、特に財務省とも調整をさせていただいておりまして、基本的にこういう取扱いで枠組みを生かしていくことで合意ができているということも合わせて御報告をさせていただきたいと思っております。

具体的なスケジュールにつきましても、私ども、これは承知置きをさせていただきました。差し出がましいことですが、今回、おそらく高島市長の大変なリーダーシップでこの御提案があったかと思っておりますので、市としての公表の時期ですとか、社会に対する発信の時期や仕方につきましては、これをしっかり私どもも受け止めさせていただくことを前提に、よくよく連携を取らせていただいて、福岡市の先導的なお取組み

が十分社会に発信されるように取り組ませていただきたいと思います。このような貴重な御提言をいただき、かつ、この国家戦略特区の場でお取扱いいただいたことを重ねて感謝したいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

福岡市から何かありますか。

○中島課長 今日、前回提案時点と比べて多少具体的な内容を話させていただきましたけれども、それを踏まえて、この取扱いで大丈夫だということの太鼓判をいただいたと思っておりますので、速やかな対応をありがとうございます。

○八田座長 どうぞ。

○合田課長 福岡市におかれましても、今私が口頭で申し上げましたけれども、文書のやりとりとか、私どものある意味では公文書での御回答ということも、おそらく市の中での御検討の中では必要になってくようかと思しますので、そこはいわゆる霞が関村の照会・回答という形でいただければ、私ども、その旨お答えさせていただきたいと思っております。

○中島課長 そうですね。こちらのほうも実際具体的に動くに当たっては、やはり正式な文書というものがいただけたらと思っておりますので、こちらのほうからお問い合わせという形で文書で確認を取らせていただければと思っております。

○八代委員 前回の議論に出ていませんでしたので教えていただきたいのですが、就学援助の具体的中身ですね。奨学金とかそういうものを取るだけではなくて、例えば、いじめ対策とか、そういうものも含むということによろしいですね。

○合田課長 すみません。説明が十分でなくて恐縮だったのですが、この就学援助というのは、先生御案内のとおり、私どもの世界の言葉で要保護とそれに準ずる準要保護というのがございまして、この要保護というのがいわゆる生活保護を受けていらっしゃる御家庭のお子様、現在で申しますと14万人ぐらいのお子さんがいらっしゃるのですけれども、準要保護というのはそれに準ずる世帯ということでございまして、これは全国で133万人いらっしゃいます。先ほど申し上げた義務標準法の9条4号事務職員というのは、この要保護、あるいは準要保護の子どもたちが学校に100人以上、それからその割合が25%以上だと事務職員を1人加配で付けるという構造になっているのですけれども、この事務職員が実際にやっていることは、先生御案内のとおり、学校で文書を書くというような仕事ではなくて、親御、御家庭と連絡を取ったりとか、福祉事務所と連絡を取ったりとか、保護司ですとか、ケースワーカーの仕事にかなりそういうことが求められるという現状もございまして、それで多分、福岡市からもそういう御提案をいただいたのだと思っております。

その際に、基本的には今申し上げたように要保護・準要保護のお子様の御家庭でしっかりと学びの環境が整えられるようにということで、そういう意味ではケースワーカーに近

いような仕事を中心になると思うのですが、今先生からお話をいただいたように、そういう御家庭のお子さんが、例えば、いじめの問題ですとか、不登校の問題になるということは率直に申し上げて非常によくあることでございますので、その辺の複合的な問題を、今回スクールソーシャルワーカーの方々を中心に、これは教職員も一体となって対応していくという観点からも、是非福岡市のお取組みをしっかりと私どもも受け止めさせていただきたいと思っております。

○八代委員 もちろん生活保護関係のように所得が低いがために起こる問題もあるでしょうが、そうではなくて普通の所得のところでも、いわゆる学校の中のいじめで、これは実は教員が関わっている場合も当然ある。そうすると、子どもとしてはどこに訴えていいかわからないので、よく話を聞きますと、保健室に逃げ込むと。しかし、保健室は全然違う、ある意味で病気の対応ですので、できればケースワーカーが中立的な立場から、教員に対して不満があるときにもそれを何らかの形で対応できるような役割を果たすというか、そういうものはどういう形で。まさに文書にするのはなかなか難しいと思いますが、今の御説明のように必ずしも所得に関わらない分野についても積極的に関与して、かつ教員と独立の立場からというような定義みたいなものが、もし就学援助の中に入れば非常に効果的ではないかと思っております。

○合田課長 福岡市のお考えもあろうかと思いますが、実は私どものほうからオールジャパンの状況を申し上げますと、率直に申し上げて、今、先生がおっしゃっていただいたように事柄は二つあると思っております。

まさに福岡市がスクールソーシャルワーカーをとおっしゃっていただいたのは、これはすみません、申し上げにくいことですが、要保護・準要保護のお子さんが福岡市は多く居てございます。それはかなり深刻な問題だと思っております、高島市長もその問題をどう捉えているかという話があるかと思っております。実は、私どもの制度として、予算として説明させていただいているのはスクールソーシャルワーカーという、これはほとんど、ある意味ではケースワーカーのようなポジションの方と、もう一つ、スクールカウンセラーというものを配置してございます。これは来年度、平成31年度に全公立小中学校へ配置をするということがニッポン一億総活躍プランで閣議決定されておりました、その予算要求をさせていただこうと思っているのです。スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーも、それぞれ先ほど申し上げたように、私どもも委託事業のような形でやらせていただいているのですけれども、常勤化の要望が高いのはスクールソーシャルワーカーのほうでございます。それは多分、福岡市がそう御判断なさったのもそういうことだと思います。

私ども、基本はいじめの問題ですとか、不登校の問題はスクールカウンセラーが中心になっていく必要があると思っておりますが、これは勝手なお願いで恐縮でございますが、スクールソーシャルワーカーの方々がスクールカウンセラーともよく連絡を取っていただいて、今おっしゃっていただいたように学校の常勤職員でありながら、また教職員とは違

う立場であるという、そのお立場を生かしていただくことは大事ななことかと思っております。

ただ、私どもが福岡市などに一般的にお伺いすると、やはり準要保護・要保護のお子さんの支援というのはかなり深刻な状況かと思っておりますので、スクールソーシャルワーカーにはそのところはかなり御注力いただくことがあるのかなと思っております。

すみません。失礼しました。

○八田座長 先ほどのお話を伺っていると、各区に1人常勤ということですね。今、嘱託の方は結構各学校にいらっしゃるのですか。

○中島課長 中学校が67あるのですけれども、その中学校区67に全て1人ずつ配置をしています。67人。

○宮原係長 69人です。

○中島課長 すみません、69人です。

○八田座長 そして、今度は常勤の方が4人。

○中島課長 区が七つありますので、7人を想定しています。それで区ごとにマネジメント的な役割を担っていただければと思っています。

○八田座長 分かりました。そうすると、常勤とは言え、色々な学校のことを見ていかなければならないということですね。

○中島課長 はい。

○八田座長 しかし、責任者がきちんとできるということですね。分かりました。

阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 一つだけ確認ですが、学校に養護教員というのは必須で1人いるわけですよね。したがって、その人たちとの連携も当然非常に重要になってくるということですね。

○合田課長 全くおっしゃるとおりでございます。いわゆる保健室の先生と言われる養護教諭は、全国小中学校合わせて3万校ほどございますけれども、3万人配置いたしております。おおむね1校に1人いらっしゃいます。先ほど八代先生からもお話がありましたように、教科指導とは関係のない先生ということで、心に悩みを抱えた子どもが比較的相談しやすいのは養護教諭だと思っていますので、今でも養護教諭とスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、これは三角形で連携しながらやってございますけれども、今後はさらにそれを深めさせていただくとともに、その辺はまた福岡市のお取り組みをしつかりと受け止めさせていただきたいと思っております。

○八田座長 養護教諭は教諭で、今度のソーシャルワーカーは事務職員。

○合田課長 さようでございます。

○八田座長 なるほど。分かりました。

それでは、事務局から、いいですか。

○蓮井参事官 ありがとうございました。

では、今の御指摘も同じ方向ですので、あとは文書のやりとりということになります。
我々も適宜ウォッチしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○八田座長 では、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。